様式１－１（第５条関係）

債権譲渡承諾依頼書

　年　　月　　日

　　熊本市長　　　　　　（宛）

　　　　　　　　　　　　　　受注者　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　譲渡人　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　譲受人　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

譲渡人（以下、「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という。）間で締結の　　年　　月　　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、約款第４２条に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第３５条第３項に定められた中間前払金及び約款第３８条に定められた部分払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

１．工事名

２．工事場所

３．工期　　　　　　自　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　至　　　　　年　　月　　日

４．　(1)　請負代金額　 金　　　　　　　　　円

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　　　(2)　前払金額　 金　　　　　　　　　円

　　　(3)　中間前払金額

及び部分払金額　 金　　　　　　　　　円

　　　(4)　債権譲渡額　 金　　　　　　　　　円（　　　　年　　月　　日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

　　年　　月　　日

　（甲）　　　　　　　　　　　　　　　様

　（乙）　　　　　　　　　　　　　　　様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって、約款に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、約款第３５条第３項に定められた中間前払金及び約款第３８条に定められた部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

１．譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第３２条第２項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第５１条第１項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書４．(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２．甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて熊本市に融資実行報告書を提出すること。

３．当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するその他の債権を担保するものではないこと。

４．甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

５．甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、熊本市は関与しないこと。

|  |
| --- |
| 確定日付印欄 |
|  |

熊本市長

様式１－２（第５条関係）

債権譲渡承諾依頼書

　　年　　月　　日

　熊本市長　　　　　　　（宛）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲渡人　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲受人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　譲渡人（以下、「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という。）間で締結の　　年　　月　　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第４２条に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第３５条第３項に定められた中間前払金及び約款第３８条に定められた部分払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

１．工事名

２．工事場所

３．工期　　　　　　自　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　至　　　　　年　　月　　日

４．　(1)　請負代金額　 金　　　　　　　　　円

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　　　(2)　前払金額　 金　　　　　　　　　円

　　　(3)　中間前払金額

及び部分払金額　 金　　　　　　　　　円

　　　(4)　債権譲渡額　 金　　　　　　　　　円（　　　　年　　月　　日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

　　年　　月　　日

　（甲）　　　　　　　　　　　　　　　様

　（乙）　　　　　　　　　　　　　　　様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって、約款に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、約款第３５条第３項に定められた中間前払金及び約款第３８条に定められた部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

１．譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第３２条第２項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第５１条第１項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書４．(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２．甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて熊本市に融資実行報告書を提出すること。

３．当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するその他の債権を担保するものではないこと。

４．甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

５．保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、熊本市は関与しないこと。

|  |
| --- |
| 確定日付印欄 |
|  |

熊本市長

様式１－３（第５条関係）

債権譲渡承諾依頼書

平成　　年　　月　　日

　　熊本市長　　　　　（宛）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲渡人　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲受人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

譲渡人（以下、「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という。）間で締結の　　年　　月　　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第４２条に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第３５条第３項に定められた中間前払金及び約款第３８条に定められた部分払金（会計年度末における部分払金を除く。）並びに債務負担行為に係る契約の特約条項第２条第１項による読替後の約款第３５条に基づく前払金及び中間前払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

１．工事名

２．工事場所

３．工期　　　　　　自　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　至　　　　　年　　月　　日

４．　(1)　請負代金額　 金　　　　　　　　　円

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　　　(2)　前払金額　 金　　　　　　　　　円

　　　(3)　中間前払金額

及び部分払金額　 金　　　　　　　　　円

　　　(4)　債権譲渡額　 金　　　　　　　　　円（　　　　年　　月　　日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

　　年　　月　　日

　（甲）　　　　　　　　　　　　　　　様

　（乙）　　　　　　　　　　　　　　　様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって、約款に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、約款第３５条第３項に定められた中間前払金及び同３７条に定められた部分払金（会計年度末における部分払金を除く。）並びに債務負担行為に係る契約の特約条項第２条第１項による読替後の約款第３５条に基づく前払金及び中間前払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

１．譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第３２条第２項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第５１条第１項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書４．(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２．甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて熊本市に融資実行報告書を提出すること。

３．当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するその他の債権を担保するものではないこと。

４．甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

５．保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、熊本市は関与しないこと。

|  |
| --- |
| 確定日付印欄 |
|  |

熊本市長

様式２（第５条関係）

工事履行報告書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工　事　名 |  | | |
| 工　　　期 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 | | |
| 日　　　付 | 年　　月　　日（　　　月分） | | |
| 月　　　別 | 予定工程（％）  （　）は工程変更後 | 実施工程（％） | 備考 |
| 年　　月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| （記載欄） |  | | |
|  | | | |

（備考）必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式３（第９条関係）

債権譲渡不承諾通知書

　　　　　年　　月　　日

　　譲渡人　　　　　　　　　　　　　　　様

　　譲受人　　　　　　　　　　　　　　　様

熊本市長

　　年　　月　　日付けで提出された下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できませんので通知します。

記

１．工事名

２．契約締結日

３．承諾しない理由

様式４（第１３条関係）

工事出来高確認協力依頼書

　　年　　月　　日

　熊本市長　　　　　　　（宛）

　　　　　　　　　　　　　　　　　債権譲受人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

下記工事について、（下請セーフティネット債務保証事業・地域建設業経営強化融資制度）による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認に係る工事現場への立入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

記

１．工事名

２．工事場所

３．受注者名

譲渡人名

４．現場立入希望日時　　　　　　　　　　　年　　月　　日（　）　　時　　分

５．現場立入者職氏名

６．連絡先　　　　　　担当者氏名：

　　　　　　　　　　　電話番号：

様式５（第１３条関係）

融資実行報告書

　　年　　月　　日

　　熊本市長　　　　　　　（宛）

　　　　　　　　　　　　　　　（甲）譲渡人　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　借入人　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　（乙）譲受人　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　貸付人　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき、　　年　　月　　日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を　　年　　月　　日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、甲は、乙に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

【譲渡債権の表示】

１．工事名

２．工事場所

３．工期　　　　　　自　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　至　　　　　年　　月　　日

４．　(1)　請負代金額　 金　　　　　　　　　円

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　　　(2)　前払金額　 金　　　　　　　　　円

　　　(3)　中間前払金額

及び部分払金額　 金　　　　　　　　　円

　　　(4)　債権譲渡額　 金　　　　　　　　　円（　　　　年　　月　　日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

【振込口座】

　　　　１．振込希望金融機関名

　　　　２．預金種別、口座番号

　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　３．口座名義